

第24期
足利市議会改革大綱

～第24期足利市議会改革の取組結果～

平成31年3月

足利市議会

目 次

はじめに	1
1 第 24 期における議会改革の経過	2
2 議会改革の大綱	4
3 改革事項の内容	5
第 1 議員定数の見直し	5
第 2 議員政治倫理の確立	6
第 3 議員報酬の見直し	7
第 4 政務活動費の見直し	7
第 5 議会の情報公開の推進	9
第 6 委員会の組織・運営の見直し	10
第 7 議会の組織・運営の見直し	12
第 8 その他	14
参考資料	
資料 1 協議会・理事会・専門部会の開催経過	16
資料 2 答申次別 答申項目一覧	22
資料 3 足利市議会改革推進協議会設置要綱	24
資料 4 足利市議会改革推進協議会専門部会設置要綱	26
資料 5 答申（第 1 次～第 12 次）・協議会提案	27
資料 6 第 23 期までの議会改革の経過	55

はじめに

平成25年6月に制定した足利市議会基本条例の前文において、「足利市議会は、市民に選ばれた議員で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに市民の意思を代弁する責務を負っています。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならない」と定められています。

本市議会では、平成10年、第19期市議会から、議長の諮問機関である「議会改革推進協議会」を設置し、以後積極的に議会改革の取り組みを進めています。

議会基本条例で定める議会の責務を自覚し、地方自治の本旨の実現を使命として自治体の自立に対応できる議会へと自ら改革するため、今期、第24期市議会（平成27年5月～平成31年4月）においても、足利市議会改革推進協議会を設置し、更なる議会改革の取り組みを行い、その成果をここにとりまとめたものです。

平成31年3月

足 利 市 議 会

1 第24期における議会改革の経過

平成27年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置しました。

(1) 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員23人）

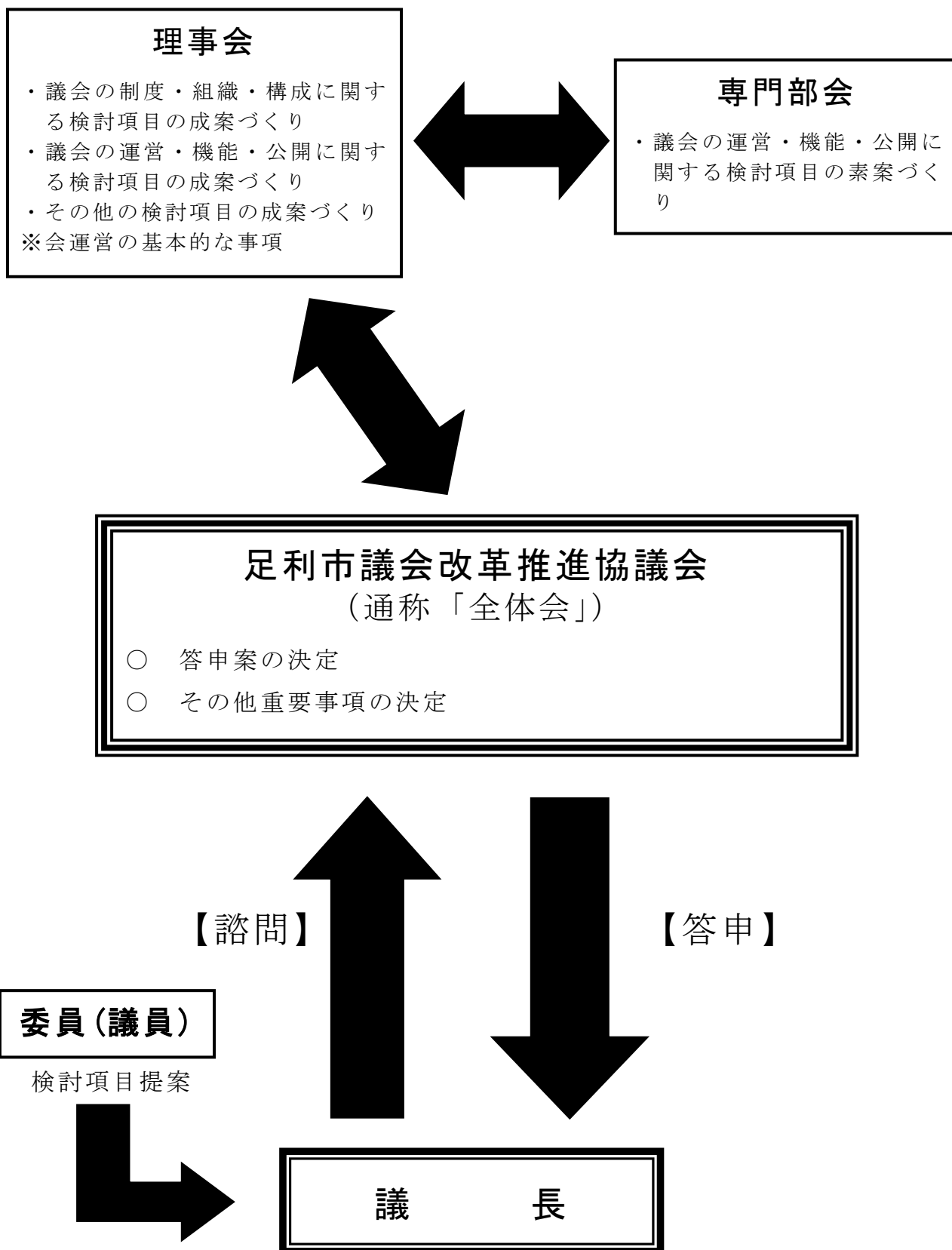
- ・理事会（5人）
- ・専門部会（議運部会5人、ICT部会5人）

(2) 会議開催回数

- ・協議会：16回　・理事会：41回
- ・専門部会：22回（議運部会16回、ICT部会6回）

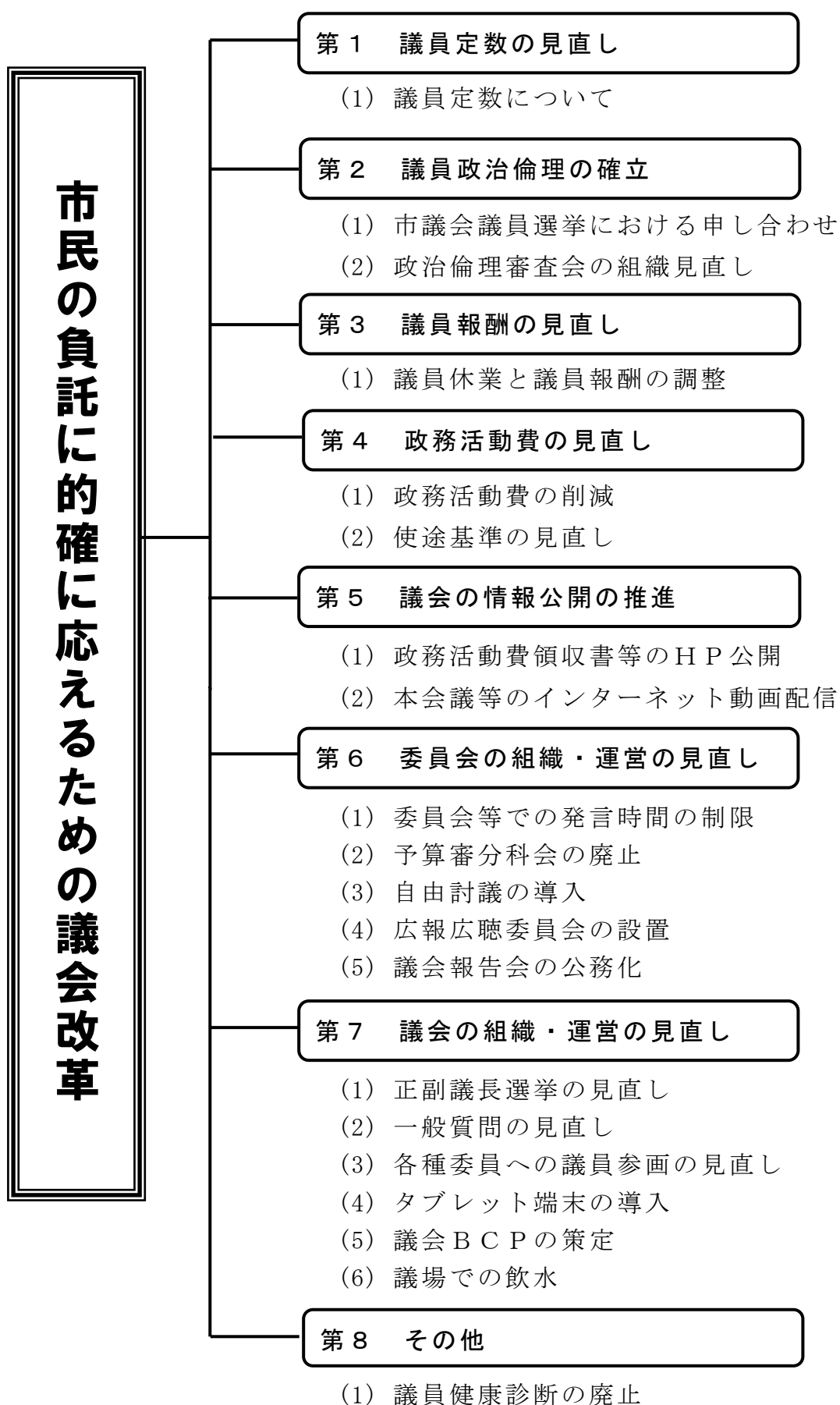
(3) 答申時期

- ・第1次：平成27年11月
 - ・第2次：平成28年3月
 - ・第3次：平成28年8月
 - ・第4次：平成28年9月
 - ・第5次：平成28年12月
 - ・第6次：平成29年3月
 - ・第7次：平成29年11月
 - ・第8次：平成30年3月
 - ・第9次：平成30年8月
 - ・第10次：平成30年10月
 - ・第11次：平成30年12月
 - ・第12次：平成31年3月
- （協議会提案 平成31年3月）



今期における議会改革の推進体制

2 議会改革の大綱



3 改革事項の内容

第 1 議員定数の見直し

(1) 議員定数について

議員定数については、現状維持としました。
【平成 30 年 8 月 8 日 第 9 次答申】

平成 23 年の地方自治法の改正により、議員定数の法定上限数が撤廃され、各市が条例において定数を定めています。

これまで足利市議会では、継続的に議員定数の見直しを行ってきていますが、第 24 期市議会においても検討を行い、県内及び両毛六市など近隣市における市民 1 人当り議員数などを考慮した結果、現行定数を維持することとすることとしました。

【参 考】

○本市議会における議員定数の推移

	自治法上の定数	本市定数	比 較	備 考
～昭和 42 年 4 月	36 人	36 人	—	
昭和 42 年 4 月～	40 人	36 人	▲4 人	昭和 41 年 9 月 「足利市議会の議員の定数数を減少する条例」を制定
昭和 62 年 4 月～	40 人	32 人	▲8 人	昭和 61 年 3 月同改正
平成 15 年 4 月～	34 人 (上限)	30 人	▲4 人	平成 14 年 9 月 「足利市議会議員定数条例」を制定
平成 19 年 4 月～	34 人 (上限)	28 人	▲6 人	平成 18 年 6 月同改正
平成 23 年 4 月～	34 人 (上限)	24 人	▲10 人	平成 22 年 6 月同改正

○年間一人当たり議員関係費（平成 30 年度予算）

・報酬	5,976,000 円	期末手当	2,382,930 円
・政務活動費	720,000 円	委員会視察旅費	45,000 円
		合計	9,123,930 円

第2 議員政治倫理の確立

(1) 市議会議員選挙における申し合わせについて

第24期市議会の改選を迎えるに当たり、お金のかからない政治、公正・適正な選挙を実施するために、2項目の申し合わせを決議しました。

【平成30年12月21日 市議会本会議】

これまで、足利市議会では、第20期市議会において、「足利市議会議員の政治倫理に関する条例」を制定するなど、政治倫理の確立に努めてきました。

第24期市議会においても改選を迎えるに当たり、平成7年以降、これまで6回施行された市議会議員選挙の際と同様、お金のかからない政治、公正・適正な選挙を実施するため、足利市議会議員の総意に基づき次のとおり申し合わせを決議したものです。

- ① 選挙事務所での運動員、事務員等の食事は、おにぎりや汁物（経費のかからないもの）とします。
- ② 選挙事務所、演説会における湯茶・菓子の提供については、湯茶のみとします。（缶飲料の提供はしない。）

また、議員及び後援会が開催する集会・大会などの諸会合についても同様とします。

(2) 政治倫理審査会の組織の見直しについて

政治倫理審査会の設置方法を「常設」から審査請求が提出されたときに設置する「随時設置」に変更しました。

なお、「第三者の委嘱」及び「事前審査」については導入しないこととしました。【平成28年3月24日 第2次答申】

政治倫理審査会については、これまで常任委員会や議会運営委員会と同様に「常設」の委員会として設置していたが、審査請求者及び審査対象者等を委員から除く必要があることを考慮し、審査請求があったときに設置する「随時設置」の方法に変更を行ったもの。

第3 議員報酬の見直し

(1) 議員の休業と議員報酬等の調整について

議員が市議会の諸会議等を長期にわたり欠席した場合の議員報酬等の額を減ずる内容を規定した条例の制定については、今期の制定を見送り、第25期に再度協議するよう申し送りをすることで決定しました。

【平成31年2月28日 第11次答申】

足利市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定により、議員が疾病等をやむを得ず議員活動を休止した場合の対応がルール化され、市民に対する説明責任が明確となります。

協議の結果、報酬減額は根幹にかかわることから、今期の条例制定を見送り、新体制となる第25期に再度協議することで決定しました。

第4 政務活動費の見直し

(1) 政務活動費の削減について

政務活動費の見直しを行い、交付額を一人当たり年額12万円減額し60万円としました。

【平成30年12月21日 第11次答申】

政務活動費については、平成9年度以降、不断の見直しを行い、今期市議会においても平成31年度以降の交付額について検討を行った結果、各議員の利用実績等を踏まえ、一人当たり年額12万円を削減し年額60万円としました。

【参 考】

○政務活動費交付額の推移（一人当たり年額）

	政務活動費 交付額	比 較	備 考
平成 9 年度～	120 万円 (月額 10 万円)	—	
平成 18 年度～	100 万円	▲20 万円	
平成 20 年度～	84 万円 (月額 7 万円)	▲16 万円	
平成 22 年度～	72 万円 (月額 6 万円)	▲12 万円	平成 22 年度のみの 暫定措置
平成 23 年度～	72 万円 (月額 6 万円)	—	
平成 31 年度～	60 万円 (月額 5 万円)	▲12 万円	

(2) 使 途 基 準 の 見 直 し に つ い て

電気自動車の燃料費相当について、店舗等で急速充電器を利用した場合と家庭用電源を利用した場合の充電を認めることとしました。（按分についてはガソリン車と同様の1/5とする） 【平成30年8月1日 第9次答申】

政務活動費では、燃料費（ガソリン等）は、使用量の1/5を計上できるが、これまで電気自動車及びプラグインハイブリッドカーの電気代については基準がありませんでした。

そこで、店舗等の急速充電器を利用した場合は、ガソリンと同様に1/5を認めることとし、家庭用充電については、電気料金契約及び電気自動車の電池容量と走行可能距離（メーカーカタログ数値）等を参考に算出した金額の1/5を認めることとしたものです。

【参 考】

◎電気自動車の電気代（家庭用充電・店舗等の急速充電）

[考え方]

- ①燃料費（電気代）の1/5を計上できる。（レシート・領収書）
- ②視察・研修で使用の場合は満額計上（前後の走行距離をメーターから記録）

③家庭用電源で充電した場合は下記の計算式による。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{電気代} &= (\text{走行距離}) \times (\text{電気料金単価}) \\ &\times [(\text{電池容量}) \div (\text{メーカー算定のフル充電走行距離})] \\ &\quad \times 1 \text{ km 当りの電気消費量 (小数点第 3 位四捨五入)} \end{aligned}$$

(計算根拠)

- ・電池容量と 1 kWh 当たりの走行距離はメーカーカタログより算出。
- ・電気料金契約の詳細を提出 (料金単価を確認)。
- ・毎月の走行距離を記録し提出 (実走行距離を確認)。

第 5 議会の情報公開の推進

(1) 政務活動費領収書等の HP 公開について

政務活動費に係る領収書等について議会ホームページで公開することとしました。

【平成 29 年 3 月 24 日 第 6 次答申】

全国各地で政務活動費の不正支出等の問題が発生し新聞報道等に取り上げられる中、本市議会は政務活動費の透明性を確保するため、収支報告書や領収書等の関係書類について議会ホームページで公開することとしました。

- ①公開時期 平成 30 年度から
- ②公開資料 収支報告書、領収書 (支払証明書・支払説明書含む)
視察・研修等報告書 (視察行程表・研修時資料含む)
活動記録報告書及び会議等開催記録報告書
- ③掲載期間 平成 29 年度分資料から各年度 4 年間掲載

(2) 本会議等のインターネット動画配信の実施について

本会議及び常任委員会のインターネット動画配信を実施しました。

【平成 28 年 8 月 31 日 第 3 次答申】

平成 30 年 1 2 月定例会から、本会議及び常任委員会についてインターネットでの動画配信を導入した。本会議は中継及び録画による配信を行い、常任委員会は録画にて配信を行うこととしました。

インターネット動画配信の導入により、本会議及び常任委員会の様子を多様な手段で視聴することが可能となり、議会の広報活動の強化が図れました。

第6 委員会の組織・運営の見直し

(1) 委員会等での発言時間の制限について

全員協議会及び常任委員会での質問時間は一人5分以内とし、連続して行うこととしました。

【平成30年8月8日 第9次答申】

全員協議会及び常任委員会については、これまで発言時間を制限していなかったが、予算及び決算審査特別委員会と同様に発言時間に制限を設けた。なお、発言時間5分には答弁時間を含まないこととした。

(2) 予算審分科会の廃止について

平成29年3月の予算審査特別委員会から、常任委員会単位の分科会を廃止しました。

【平成28年12月22日 第5次答申】

これまで予算審査特別委員会は、全議員による総括質疑を実施後、常任委員会単位の分科会において審査してきたが、平成29年3月の予算審査特別委員会から分科会を設置しないこととしました。（平成30年3月の予算審から本格導入）

これにより、従来の総括質疑・分科会方式ではなく、決算審査特別委員会と同様に全議員での一括の議案審査とし、歳入、歳出（各款ごと）、特別会計、企業会計ごとに詳細の説明を聞いた後、質疑を行う方式に変更しました。

(3) 自由討議の導入について

常任委員会において自由討議を導入しました。

【平成28年12月22日 第5次答申】

各常任委員会での審査は、これまで質疑、討論、表決の順で実施していましたが、議会基本条例に基づき、議会は言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、市政の諸課題に対処するため、議員相互間で意見交換を活発に行うことを目的に自由討議を導入しました。なお、自由討議は討論の直前に行うこととしました。

(4) 広報広聴委員会の設置について

**従来の広報委員会と議会報告会実行委員会を合わせた
広報広聴委員会を設置しました。**

【平成30年3月13日 第8次答申】

広報及び広聴活動の充実を図るため、市議会だよりの発行を所管する広報委員会と議会報告会・意見交換会の実施を所管する議会報告会実行委員会を統合し、広報広聴委員会を設置しました。

第25期には広報広聴委員会の常任委員会化を目指していきます。

(5) 議会報告会の公務化について

**議会報告会等への議員派遣は、会議規則第91条の規定
により手続きを行うこととします。ただし、第1項の但し
書きによる手続きを行い、次の議会で報告することとしま
した。**

【平成30年8月1日 第9次答申】

正規の議会活動として認められているものは、本会議、委員会での活動、議員派遣の活動など限られ、議会基本条例に議会報告会を行う旨を規定しても直ちに議会の正規の議会活動の範囲に入らず、公務としないとの見解があります。こうした活動を公務化するためには、会議規則第91条の議員派遣の手続きを行うことが適当であり、それにより、正規の議会活動として認められた活動は公務災害の対象とすることができます。

議会報告会については、本会議で議員派遣の議決は行っておらず、緊急を要する場合の手続きも行っていないことから、同規則の規定による議員派遣の手続きを行うこととしました。

あわせて、議会報告会だけでなく、その他の活動（栃木県市議会議長会等の研修会参加や管内視察等）についても同様の手続きを行うことで議会の正規の活動、いわゆる公務化を図ったものであります。

第7 議会の組織・運営の見直し

(1) 正副議長選挙について

正副議長選挙について、市議選後は5月に開催する臨時会において実施し、2年後の改選時は市長選後に臨時会を開催して実施することとします。

【平成30年8月8日 第9次答申】

従来、市議会議員の改選後はじめて実施する正副議長の選挙は、5月に開催する臨時会において実施していますが、2年後の改選時には6月定例会の初日に実施しています。第25期から、市議選後の正副議長選挙は従来通りとしますが、議員任期の中間となる2年後については市長選後の5月に臨時会を開催して正副議長選挙を実施することとしました。

(2) 一般質問の見直しについて

- ・ 質問時間を一人30分以内とし、答弁を含めて概ね1時間以内としました。
- ・ 一般質問1日目の冒頭に会派枠を設けることとしました。
- ・ 質問予定者は招集告示日前日までに事前通告をすることとしました。
- ・ 通告受付を招集告示日の午後1時から招集日前日の正午までとしました。

【平成27年11月17日 第1次答申】

- ・ 一般質問の個人枠については、通告書を提出した順に登壇枠を選択できることとしました。

【平成30年8月1日 第9次答申】

一般質問については、従前、一人当たり持ち時間は答弁を含まず35分の持ち時間で実施していましたが、議会基本条例の基本理念である市民に開かれた市議会を実現するため、また、市議会の傍聴しやすい環境を整備するため、議員一人当たりの質問時間を概ね1時間以内とすることとしたものです。各質問者の登壇時刻が1時間単位となることで市民が傍聴しやすい環境が図られたものであります。

また、個人質問の順序を通告受付順による選択制を採用することで、通告順に登壇枠を自由に選べることが可能となり、通告受付の円滑化が図られました。

(3) 各種委員への議員参画の見直しについて

**議会選出の各種委員への就任の見直しを行いました。
【平成30年10月22日 第10次答申】**

各種委員への議員の就任については、各種委員会ごとに関係条例、当該団体の規約・規則等で選出の基準等が定められていますが、会議の開催実績、議会選出の必要性等を勘案して見直しを行いました。

(4) タブレット端末の導入について

**平成31年度からタブレット端末を導入することとしました。
【平成28年8月31日 第3次答申】**

効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化など、議会改革の一層の推進により、市民に開かれ、市民から信頼される議会を実現するため、その有効手段の一つとして議会においてICT技術の積極的活用を推進していくこととなりました。

今回、その一環として平成31年度からタブレット端末及び会議システムを導入し、ペーパーレス会議の推進を図っていきます。

(5) 議会BCPの策定について

**災害時における議会の役割及び議員の基本的な行動を定めた「足利市議会災害時BCP（業務継続計画）」を策定しました。
【平成30年8月31日 議員総会】**

議会BCPの策定により、大規模災害発生時における初期対応の体制整備が図られ、議会機能の早期回復が可能となりました。

また、平常時から各議員が地区組織の議員として各地区の災害に関する課題や対策等を把握することで災害時の情報収集が迅速に行えるなど、議会と自治体が一体となって市民のニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことが可能となりました。

【議会BCPの主な特徴】

①議会災害時対策支援本部の設置

議員からの災害情報等の収集・整理集約及び市の災害対策本部への情報提供を一本化

②地区組織の設置

平常時には地区の災害対策の課題把握に努め、災害時には被災地、避難所等の状況調査及び情報収集を行う

(6) 議場での飲水について

気候や疾病予防に鑑み、水分補給を必要とする人には飲水を認めるものとします。

【平成28年9月26日 第4次答申】

議場への水筒の持ち込みを可能とします。執行部については執行部側の判断とします。

【平成30年8月1日 第9次答申】

これまで、議場へのペットボトル等の飲料水の持ち込みは認められていませんでしたが、夏の熱中症や冬のインフルエンザ予防など体調面を考慮しながら、議場での飲水を広く認めるという考え方から、ペットボトルや水筒などの持ち込みを許可することとしました。なお、飲水は議員のみならず執行部側についても認めるものです。

第8 その他

(1) 議員健康診断の廃止について

平成30年度から市友会主催の議員健康診断を廃止しました。

【平成30年3月27日 各派幹事長会議】

従来、足利市友会（議員互助会）の主催で実施していた議員健康診断については、平成30年度以降の対応は下記の通りとすることで決定しました。

- ・公費交付金：平成30年度廃止します。
- ・健診方法：各自加入する保険で受診します。
- ・市友会会費：健診用積立金(500円)は廃止とします。